

## 事務局職員退職金支給規程

平成26年 5月 9日 制定

令和 4年 9月16日 改正

代表理事（以下「会長」という。）は、定款第32条第4項の規定に基づき事務局職員退職金支給規程を、次のとおり定める。

（目的）

第1条 この規程は、事務局職員就業規程（以下「就業規程」という。）第32条の規定に基づく職員（嘱託を除く。）の退職金の支給について必要な事項を定めることを目的とする。

（支給対象）

第2条 退職金は、職員が退職し又は解雇されたときは、その者に、職員が死亡したときは、その遺族に支給する。

（退職金の支給額：協会都合退職等による場合）

第3条 次の1号から5号の事由による退職（以下「協会都合退職等」という。）の退職金の支給額は、職員が退職し解雇され又は死亡した日におけるその者の本俸月額（以下「基準本俸」という。）に、勤務期間に応じて別表の退職金支給率のA欄に定める率を乗じて算出した額を退職金の支給基準額として、理事会の議決を経て会長がこれを決定する。

- 一 死亡による退職
- 二 業務上の事由による傷病による退職
- 三 やむを得ない業務上の理由による解雇
- 四 定年退職
- 五 契約満了に伴う退職

（退職金の支給額：自己都合退職等による場合）

第3条の2 次の1号から3号の事由による退職（以下「自己都合退職等」という。）の退職金の支給額は、基準本俸に、勤務期間に応じて別表の退職金支給率のB欄で定める率を乗じて算出した額を退職金の支給基準額として、理事会の議決を経て会長がこれを決定する。

- 一 自己都合による退職
- 二 業務外の事由による傷病による退職
- 三 就業規程第29条第1項第1号から第3号の事由による解雇

(勤務期間の計算)

第4条 退職金の算定の基礎となる勤務期間の計算は、その者が職員となった日の属する月から退職し解雇され又は死亡した日の属する月までの年月数とする。

2 嘱託であった者が引き続き職員となった場合におけるその嘱託であった期間は、前項の規定にかかわらずその2分の1の期間を職員としての勤務期間に通算する。

3 就業規程第27条第1項各号の規定による休職期間は、第1項に規定する勤務期間に算入しない。ただし、就業規程第27条第1項第四号の規定による休職期間は勤務期間に通算する。

(遺族の範囲及び順位)

第5条 第2条に規定する遺族の範囲及び順位は労働基準法施行規則第42条及び第43条に定める者とする。

2 退職金を受けるべき順位の者が2人以上ある場合には、その人数によって等分して支給する。ただし、その支給にあたって当該遺族が選任した代表者にその退職金の金額を支給する。

(退職金の支給制限)

第6条 職員が次の各号の一に該当する場合には退職金は支給しない。

- 一 勤続2年未満で退職したとき。
- 二 就業規程第29条第2項各号の事由により解雇したとき。

(退職慰労金)

第7条 事務局長の職にある職員について、協会都合退職等による退職の場合であって、在職中に特に功労があった者、又は勤務成績が優秀であった者には、第3条で会長が決定した退職金の支給額に加算して退職慰労金を支給することができる。

2 退職慰労金の額は、第3条で算定した退職金の支給基準額を2で除して得た額を限度として、理事会の議決を経て会長がこれを決定する。

(退職金の支給)

第8条 中小企業退職金共済法（昭和34年5月9日法律第160号）に基づき支給される退職金は、この規程により計算された退職金の一部としその支給は同法に基づく退職金共済手帳の交付をもって支給したものとみなす。

2 この規程により計算された退職金と前項の支給額に差額を生じたときその差額については、法令に基づく控除額を控除してその残額を支給事由の発生した日から30日以内に支給する。

附 則

- 1 この規程は、平成26年5月9日から施行する。
- 2 この規程の施行前に、社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の職員であった者、社団法人日本不動産鑑定協会関東甲信会埼玉県部会の職員であった者の勤続期間の計算は、その者が社団法人埼玉県不動産鑑定士協会の職員となった日の属する月から、また、社団法人日本不動産鑑定協会関東甲信会埼玉県部会の職員となった日の属する月から起算する。
- 3 「現行規程の新法人移行後の取り扱いに関する決議」（平成26年3月14日決議）に基づき当協会の規程等と見做していた旧法人時に制定した「事務局職員退職金支給規程」については新規程の施行と同時に廃止する。

#### 附 則

この規程は、令和4年9月16日から施行する。

別表（第3条及び第3条の2関係） 退職金支給率

勤務 期間	支 給 率		勤務 期間	支 給 率	
	A	B		A	B
2	2. 0	A欄の率の 10%	17	10. 0	A欄の率の 80%
3	2. 5	A欄の率の 10%	18	10. 5	A欄の率の 85%
4	3. 0	A欄の率の 15%	19	11. 0	A欄の率の 90%
5	3. 5	A欄の率の 20%	20	11. 5	A欄の率の 95%
6	4. 0	A欄の率の 25%	21	12. 0	A欄の率の 100%
7	4. 5	A欄の率の 30%	22	12. 5	A欄の率の 100%
8	5. 0	A欄の率の 35%	23	13. 0	A欄の率の 100%
9	5. 5	A欄の率の 40%	24	13. 5	A欄の率の 100%
10	6. 0	A欄の率の 45%	25	14. 0	A欄の率の 100%
11	6. 5	A欄の率の 50%	26	15. 5	A欄の率の 100%
12	7. 0	A欄の率の 55%	27	16. 0	A欄の率の 100%
13	7. 5	A欄の率の 60%	28	16. 5	A欄の率の 100%
14	8. 0	A欄の率の 65%	29	17. 0	A欄の率の 100%
15	8. 5	A欄の率の 70%	30	17. 5	A欄の率の 100%
16	9. 0	A欄の率の 75%	31	18. 0	A欄の率の 100%

備考1 A欄の率 協会都合退職等の場合、B欄の率 自己都合退職等の場合

備考2 勤務期間が31を超える場合、当該期間のA欄、B欄は31と同率とする。

備考3 この表は、職員に適用し、嘱託職員には適用しない。